一　商品市場を開設する者
　中部大阪商品取引所
二　上場商品及び上場商品指数
　畜産物、ゴム、アルミニウム及び天然ゴム指数
三　公示することとなった事由
　商品取引所法第百五十五条第一項の規定に基づき、上場商品及び上場商品指数から畜産物、ゴム、アルミニウム及び天然ゴム指数を削除する旨の定款の変更の認可を行ったため。

○経済産業省告示第百六十五号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

登録更新年月日	登録認証機関の名称及び所在地	認証を行う事務所の名称及び所在地	登録の区分	認証を行う区域
平成22年5月26日	財団法人電気安全環境研究所 東京都渋谷区代々木五丁目14番12号	一　財団法人電気安全環境研究所　製品認証部 東京都渋谷区代々木五丁目14番12号 二　財団法人電気安全環境研究所　東京事業所 東京都渋谷区代々木五丁目14番12号 三　財団法人電気安全環境研究所　横浜事業所 神奈川県横浜市鶴見区元宮一丁目12番30号 四　財団法人電気安全環境研究所　関西事業所 兵庫県尼崎市若王寺三丁目9番1号	B（一般機械）、C（電子機器及び電気機械）、G（鉄鋼）、H（非鉄金属）、K（化学）、T（医療安全用具）	日本及び全世界

○国土交通省告示第七百六十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十六日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	東九州自動車道
供用開始の区間	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原四八五三番二から西都市大字黒生野字蔵向一二四番まで
供用開始の期日	平成二十二年七月十七日十五時

○国土交通省告示第七百六十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	東北縦貫自動車道弘前線
供用開始の区間	矢板市石関字横峯九七四番三から同市石関字大久保一二五四番二まで
供用開始の期日	平成二十二年七月十六日十五時

○防衛省告示第百三十四号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十二年七月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSQC	六七二	うわじま	平成二十二年六月二十四日
JSLA	八二三	ミサイル艇三号	平成二十二年六月二十四日
JSPF	一二二	はつゆき	平成二十二年六月二十五日
JSUF	一七〇	さわかぜ	平成二十二年六月二十五日
JSUC	二二七	ゆうばり	平成二十二年六月二十五日
JSLP	二二八	ゆうべつ	平成二十二年六月二十五日

○防衛省告示第百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年七月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年七月二十六日（予備、同月二十七日から二十九日まで）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦その他　自衛艦二隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年七月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年七月二十七日（予備、同月二十八日）の〇〇〇〇から二四〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦その他　自衛艦五隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年七月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年七月二十八日及び同月二十九日（予備、同月三十日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度〇九分五二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三一度四七分一二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

実施艦　自衛艦三隻